

令和6年 第4回定例会

上 里 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年4月25日（木）

令和6年 第4回 上里町農業委員会 議事録

令和6年 第4回 上里町農業委員会 議事録					
開催年月日	令和6年4月25日（木）		開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分		閉議時刻	午後3時	
議長	坂本 俊雄		議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：岩崎賢二 事務局次長：坂本隆志 主任：長谷川美雪 関口課長			書記	事務局主任 長谷川美雪
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	×
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	×	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	×	—	北畑 光男	×
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

[開 会]	議 長	ただいまの出席委員は農業委員 11 名、農地利用最適化推進委員 11 名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 4 回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
日程第 1 会議録署名委員及び書記の 選任について	議 長	日程第 1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号 6 番 菊地 宏利 委員 議席番号 7 番 須田 和弘 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。
日程第 2 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	議 長 事 務 局	日程第 2 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第 3 条の説明をさせていただきます。今月の 3 条案件は 1 件となります。内容は地役権の設定になります。議案書の 2 ページをお開きください。 譲受人 東京都〇〇〇〇〇 △△△番地 (株)〇〇 〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇 △△番 外 1 筆 面積は 2 筆合わせて 290.2 m²、地目は畑、農業振興地域内の青地です。権利内容は地役権設定です。申請人は天然ガスの供給を行っている法人でございます。令和 4 年頃より藤岡から本庄にかけて、新東京ラインとしまして、延伸工事を行っており、該当地の一部の地下に、新設の天然ガスのパイプラインが埋設されたため地役権を設定する旨の申請でございます。地役権というのは土地に設定することのできる権利の一つです。この土地の便宜のために契約で定めた目的に従って、他人の土地を利用できるものです。この設定をされますと、当該土地の利用につきまして、埋設物であるパイプラインの保全管理に影響を及ぼす行為はできなくなります。また、地役権を設定しますと、土地の登記簿謄本に地役権設定の旨が記載されますので、仮にこの土地が売買されても、パイプラインが埋設され

		ているということを知らなかったという状況を防ぐことができます。これらのことから、申請がありましたので、よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当地区の委員より現場の報告をお願いいたします。
	菊地 宏利委員	現地確認をしたところ、現在は埋め戻しされており畑の状態です。畑をつくるには問題ないと思われます。
	議 長	続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いいたします。
	坂本 茂委員	この工事はずっとやってるわけですね。3年～5年ぐらいかかると感じてますが、工事の概要がわからないので参考までに教えて欲しいです。直径何mぐらいのパイプが敷設してるのか。舗装がガタガタしてるようなんですが、その辺のところの対応だとか、参考に教えていただければありがたいと思います。
	議 長	事務局お願いします。
	事 務 局	道路の関係については、すいませんが、把握してはいないですけれども、こちらの工事が令和3年2月から行っている工事のようです。今回のところに埋められているパイプについてでよいでしょうか。
	坂本 茂委員	そこはいい。私は、私の家の近くのところの工事が長くやってるからそこについて知りたい。
	事 務 局	私の方で(株)〇〇〇〇に確認しましたら、パイプは1.3mぐらいのところにまっすぐ埋まっているという話は聞きました。
	事 務 局	側道のところの関係ですか。本庄早稲田駅の近く四方田まで持っていくのそうです。昭和の時代に埋設されたラインですが、そのバイパス工事ということで関越沿いを新潟からずっと引っ張ってきております。

	坂本 茂委員	期間が長いですね。
	事 務 局	そうですね。上里もあちこちで工事をさせていただいてると思いますが、当然道路占用させていただいて管工事してまして、道路の中に入ってる管の口径についてはこちらは把握できてないですけども、東京まで持っているラインですので、それなりに大きいのではないかと思います。
	木村 隆之委員	栃木に行くのは
	事 務 局	東小学校の前の方に、分岐施設をつくりました。伊勢崎の方へ持っていくラインの分岐施設も用意しており、いずれは坂東橋から伊勢崎へ持ってくというお話も聞いております。
	坂本 茂委員	関越の上り側の側道は町道ですね。２～３年かかりますかね。
	事 務 局	期間はかかると思います。実際に神流川の下を延伸した工事も、約２年半位かかると言っておりましたが、２年くらいのスパンで終わりにになりました。今回こういう形で地役権の設定という話になって、トータル的にはかなり長いと思います。
	事 務 局	ガス管のサイズは、直径が５０８ミリということです。
	坂本 茂委員	要望ですが、町で許可するときには、近隣の住民に対して畑への通行の妨害をしないように細心の注意を持って欲しい。
	木村 隆之委員	これについては私が区長だった２年前に、全部説明をして、ここを通ることをいいました。
	坂本 茂委員	それはわかっているが、地権者がいるわけだから、そのところが通行止めになって畑に入れないんですよ。

日程第3 議案第13号 農地法第3条の規定による 買受適格証明願について	事務局	回覧板とかは回させていただいていると思います。
	坂本 茂委員	工事をするのが、公共的な施設だから、畑に行けない事、ずっと2ヶ月も黙っていました。2ヶ月間畑に行けなかったんです。そしたら、その畑の近所の人が出て、草退治ができなくて困ったよと言ったら、「入っていいんだよ」って言われました。こうして駄目だよって言うわけだから、入って良いなら話が欲しい。それで警察に電話して、ふざけんじゃないよと言ったら、飛んできた。私の家には話がなかったわけですよ。ないからずっと我慢してたんです。町の方でも指導して欲しい。文句言ってるわけじゃないんす。
	事務局	わかりました。
	議長	よろしいですか。他に何かございますか。
	議長	質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議長	ご異議なしと認め、申請通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
		～全員挙手～
	議長	挙手全員でありますので、申請通り承認とすることに決定いたします。
	議長	日程第3 議案第13号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局	議案第13号農地法第3条の規定による買受適格証明願につきまして、ご説明させていただきます。今回の申請農地の所管は関東信越国税局になります。公売農地の取得の入札に参加するためには、この農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要があります。審議内容では申請人が農地買受適格者か否かを農業委

		員会で、農地法３条の許可基準に従って審議いただくということになります。農地法３条の許可基準につきましては、農地を全部効率よく耕作している。農業を常時従事やっている。農作業の効率化としまして、地域との調和要件ですとか、機械等が十分に確保されている等が審議の内容となります。今回の公売につきましては今年の４月４日に公売公告されまして、該当地に隣接して農地を持ってらっしゃる方に通知が送付されたそうです。６月１０日から１８日までが入札期間となりまして、その際の必要書類の一部としまして、今回の買受適格証明書というものが必要となっております。証明書については農業委員会で議案として、その方が買受適格者になって良いかということを審議していただいております。入札し、落札されましたら、再度、農業委員会に３条の申請が出される予定です。議案書に戻りまして、今回の申請人ですが、神川町にお住まいの、〇〇〇〇様となります。公売農地の場所は大字〇〇〇〇 地目は田、面積が１，２４９㎡です。公売に参加したいということで申請がありました。〇〇〇〇さんですが、現在６，０３２㎡を耕作しておりまして、不耕作地はなく家族で農業をしております。今回の場所は県道上里鬼石線から三島神社の方に西に入り、神川町境を南に下りたところが該当の地となっております。申請地の北側を申請人が所有しており、併せて田んぼとして使いたいということで、今回の競売に参加したく、この申請をいただきました。よろしくお願いいたします。
	事務局	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。
	坂本茂委員	この〇〇〇〇さんについては、通常農業委員会にかかる場合は地域から農業委員が出ているので、この人ならこの農地を買っても継続して農業ができると、ある程度情報を知ってる人がいるので許可ができるのですが、この方のように町外の農家の方ですと、農業をやっているのか、判断はどうするのか、事務局ですのかと思うのですが、その辺の事務手続き的なものを教えていただけますか。
	事務局	ご質問にお答えさせていただきます。３条の際には、地元の委員さんに現場を見に行ってくださいのですが、町外の方の場合は、お住まいの農業委員会に調査依頼をさせていただいております。その方の農地がどのような状況なのか、お住いの農業委員会の職員に現地確認と写真を提出していただいております。また事務局の方でその方と面接し、何を作付けしているのか等聞き取りをして、作付計画書や耕作証明書を提出い

日程第3 議案第13号 農地法第5条の規定による 許可申請について		ただき判断させていただいております。
	坂本 茂委員	わかりました。
	議 長	他にございませんか。
	森島 了委員	〇〇〇〇さんは、私の方で毎年堆肥を蒔かせてもらってまして、蒔き終わったら、すぐかき回したり、草もしっかり対応されて、夫婦で農業をされており畑もきれいにされてる方です。
	議 長	他にございませんか。 質疑がないようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり適格と認め証明することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり証明することに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが申請番号6番の案件につきましては、申請者より取下げの依頼がありましたので、6番を除く5案件と変更して提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 面積は538㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転になります。転用目的は資材置場として敷地拡張、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は町内で建設設置業を営んでおり、申請地に隣接して本社及び倉庫、重機置場を所有しております。現在の資材置場では手狭となり新たに資材置場として申請するものです。 2番ですが、譲受人 千葉県〇〇△△△△ 〇〇 〇〇持ち分5分の3、〇〇 〇〇持ち分5分の2、譲

		渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 外2筆、合計で328㎡、地目は畑、権利内容は、売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在妻と子の4人で借家暮らしをしておりますが、将来の事も考えて、自己用住宅を建築したく申請するものです。 3番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 群馬県〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 521㎡、外1筆と一体利用になります。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲2棟、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第1種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、住環境にも恵まれており学校、公共施設にも近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。 4番、譲受人 東京都〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 熊谷市〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 242㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅2棟、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第1種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、住環境にも恵まれており、学校、主要県道にも近く、住宅需要が見込まれることから、申請するものです。 5番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 神奈川県〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 703㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲3棟、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、住環境にも恵まれており、商業施設、医療施設、公共施設にも近く、住宅需要が見込まれることから、申請するものです。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員、推進委員どちらかの意見をお願いします。
	石倉 和宏委員	1番について 現地確認しましたが、問題ありません。
	尾崎 保幸委員	2番について

日程第5 議案第15号 農用地利用集積計画（案） について		この場所は先月の農業委員会の案件です。今回はそのすぐ隣の東側ということで、この農地を分割して売りに出すような話を聞きまして、とりあえず先月は1番で次がこの真ん中で、あともう1ヶ所東の方が後日出てくるという気がします。周りにはもう既に住宅地の中の一角なので、特にこれを売買で問題はないと思います。
	木村 隆之委員	3番について 問題ありません。
	松本 康男委員	4番について 問題ありません。
	坂本茂委員	5番について 問題ありません。
	議 長	それでは質疑のある方は順次発言をお願いいたします。
	議 長	質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、申請通り許可相当とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第5、議案第15号、農用地利用集積計画(案)について提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局	議案第15号、農用地利用集積計画（案）につきましてご説明いたします。農地の貸し借りにつきましては、県が間に入る農地中間管理事業と、今回の議案であります期間や賃料を地権者と耕作者で自由に決めて

[そ の 他]		いただける利用権という制度がありますが、この利用権の制度につきましては、法律が改正となり今年度で制度が廃止となります。上里町では5月1日設定と11月1日設定の年2回、利用権の受付を行っています。今回は5月1日から開始する農業委員会に提出のありました利用権設定となります。この制度については廃止となるため今年の11月1日賃借開始分が最後の申請となります。内容については田が3万6,219㎡、畑が10万8,530㎡、合わせて14万4,749㎡の申請がありました。期間につきましては自由に決めることができますが、一番多いのが5年間の設定となっております。
	議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、小林進委員におかれましては、議事関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いします。
	議 長	はい、それでは質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますがご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認とすることに賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	挙手全員でありますので、提案のとおり承認とすることに決定いたします。
	議 長	事務局に申し上げます。小林委員の復席をお願いいたします。
	議 長	以上で本日用意しました全ての議案の審議を終了します。
	議 長	つづきましてその他としまして事務局よりお願いします。
	事 務 局	その他について 地域の農業に関するアンケート

[閉 会]	会 長 代 理	売買代金について 農業委員 目標設定について 農業委員 親睦会について 次回の定例総会について 以上で全ての日程が終了いたしました慎重審議をいただき、ありがとうございました。 これをもちまして本日の定例総会を閉会いたします。
----------	---------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和6年4月25日

議 長

印

(菊地 宏利委員)

署 名 人

印

(須田 和弘委員)

署 名 人

印